

埼玉県生活環境保全条例施行規則の改正案に対する意見を



埼玉県では、事業者を利用の報告を義務付ける「県生活環境保全条例施行規則」の特定化学物質に、浄水処理によりホルムアルデヒドを高効率で生成し易い物質として 8 物質のうち、新たに 5 物質を追加する改正案を検討しており、この改正案について県民の意見を 11 月 18 日まで募集しています。厚生労働省では、昨年 5 月に利根川水系の複数の浄水場から水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出された事案から検討会を実施し、ホルムアルデヒドを生成し易い物質として 8 物質が各都道府県の水道行政機関に通知がなされ、これに基づき県が検討した改正案となっています。

今回の改正案では、PRTR法第 1 種特定化学物質以外のホルムアルデヒドを生成し易い物質として、ジメチルアミノメタノール、N,N-ジメチルエチルアミン、1,1-ジメチルグアニジン、テトラメチルエチルエチレンジアミン、トリメチルアミンの 5 物質を新たに追加するものです。

これにより、県生活環境保全条例施行規則第 51 条で定める特定化学物質が 39 物質から 44 物質になります。

県では、同施行規則を 2013 年 12 月中に改正し、事業者毎に 2014 年 4 月から追加分の 5 物質も取扱量を把握し、2015 年 4～6 月に 1 年間分の取扱量を公表する予定としています。

当社では、ホルムアルデヒドを高効率で生成し易い物質のうちヘキサメチレンテトラミンにつきまして、測定の実績がございます。その他の物質では、今後測定方法の検討を行ってまいります。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013年 10 月 18 日付 埼玉県ホームページ
10 月 22 日付 埼玉新聞

測定技術箇所 田沼祐樹